

基礎疾患を有する方へ

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

平成21年10月 厚生労働省

目次

- ワクチンの優先接種対象者及び接種順位
- 最優先の考え方
- 基礎疾患の分類
- 基礎疾患の分類(小児科領域)
- 接種できる場所
- 留意点
- ワクチン接種の流れ
- 医師の皆様へ(お願い)

ワクチンの優先接種対象者及び接種順位

○考え方

<ワクチン接種の目的>

- 死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと
- そのために必要な医療を確保すること

■ワクチン接種のリスクベネフィット

○インフルエンザワクチンの効果は100%ではない

- ー重症化、死亡の防止に一定の効果
- ー感染防止、流行の阻止に関しては効果が保証されない

○稀に重篤な副作用も起こりうる

■今回の新型インフルエンザの特徴

○多数の方は比較的軽症で回復

- ー治療薬(タミフル・リレンザ)が有効である
- ー現在の季節性インフルエンザワクチンは有効ではない

○基礎疾患を有する者、妊婦等で重症化するおそれ

○多くの方が免疫を持たないため、季節性インフルエンザより流行規模は大きく、感染者数も多いと予想される。



■ワクチン接種対象者の考え方

○死亡や重症化のリスクが高い者を優先する

○新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者を優先する

ワクチンは一定の効果が期待される一方、リスクも存在します。国民お一人お一人が、ワクチン接種の効果とリスクをご理解いただいた上で、接種を受けていただくようお願いいたします。

最優先の考え方

○ 基礎疾患を有する者について

○9つに分類された基礎疾患を有し、**入院中または通院中の方は**、新型インフルエンザに罹患した場合に重症化するリスクが高いと考えられるため、「基礎疾患を有する者」としてワクチン 優先接種の対象とします。

○「基礎疾患を有する者」は次のように、各分類の中で、ワクチンを最優先に接種する者(最優先接種グループ)と、その他のグループの2段階に分けて整理し、ワクチンの供給量が十分でない場合は、最優先接種グループから順次接種します。

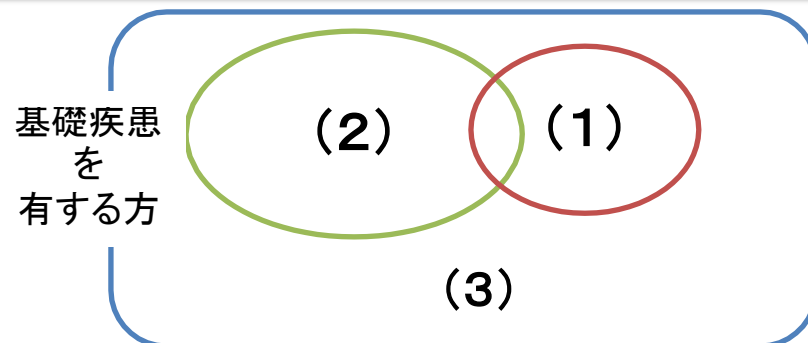
最優先接種グループ

- (1) 基礎疾患を有し、1歳～小学校3年生に相当する年齢の方
- (2) 各基礎疾患の内、「最優先対象基準」※に該当する方

※:最優先対象基準の詳細は、「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」(以下、基礎疾患の基準)

その他のグループ

- (3) 上記(1)(2)に該当しない、基礎疾患(9分類)を有する方



優先接種対象者「基礎疾患を有する方」

- (1) 1歳～小学校3年生に相当する年齢の方
- (2) 最優先対象基準に該当する方
- (3) 上記(1)(2)に該当しない、基礎疾患(9分類)を有する方

基礎疾患の分類

○新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患

- 優先接種の対象となるかどうかは、基礎疾患の基準*を参考に、診療に当たっている医師が総合的に判断することになります。(※新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準)
- 以下の基礎疾患を有する方でも、接種が適切ではない場合があります。ご自身の病態やワクチン接種について、かかりつけ医と相談してください。

基礎疾患の分類

1. 慢性呼吸器疾患
2. 慢性心疾患（高血圧を除く）
3. 慢性腎疾患
4. 慢性肝疾患（慢性肝炎を除く）
5. 神経疾患・神経筋疾患
6. 血液疾患
(鉄欠乏性貧血と、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病・溶血性貧血を除く)
7. 糖尿病
8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - 8-1 悪性腫瘍
 - 8-2 関節リウマチ・膠原病
 - 8-3 内分泌疾患(肥満含む)
 - 8-4 消化器疾患
 - 8-5 HIV感染症・その他の疾患
や治療に伴う免疫抑制状態
9. 小児科領域の慢性疾患

基礎疾患の分類【小児科領域】

○ 新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患

【9. 小児科領域の慢性疾患】

○ 接種対象となるのは、1歳以上の小児です。

通常の季節性インフルエンザワクチンでは、0歳児の接種は有効性を示す確証が認められないとされています。

○ 1歳から小学校3年生に相当する年齢で、基礎疾患がある方は、最優先に接種の対象となります。

○ 小児慢性特定疾患受給者証を有している方、特定疾患対策事業の対象疾患受給者証を有している方は、これらの受給者証を、優先接種対象者証明書に代えることが可能ですが、各々の病態については**かかりつけ医と相談**してください。

9. 小児科領域の慢性疾患

- | | | |
|-----------|--------------|---------------------------------|
| ① 慢性呼吸器疾患 | ⑤ 血液疾患 | ⑨ 内分泌疾患 |
| ② 慢性心疾患 | ⑥ 糖尿病・代謝性疾患 | ⑩ 消化器疾患・肝疾患 |
| ③ 慢性腎疾患 | ⑦ 悪性腫瘍 | ⑪ HIV感染症・その他の疾患
や治療に伴う免疫抑制状態 |
| ④ 神経・筋疾患 | ⑧ 関節リウマチ・膠原病 | ⑫ その他の小児疾患 |

注) 該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

接種できる場所

○ 新型インフルエンザワクチンを接種する医療機関

◇新型インフルエンザワクチンは、国と委託契約をした“受託医療機関”だけで接種を受けることができます。

◇受託医療機関は市町村により、広報誌やホームページなどを用いて広報されます。

◇かかりつけ医が受託医療機関でない場合は、市町村の提示するリストから、受託医療機関を探して予約してください。

◇基礎疾患をお持ちの方が、かかりつけ医以外で接種を受ける場合は、かかりつけ医等の 優先接種対象者証明書が必要になります。

接種を受ける場所	かかりつけ医の医療機関	かかりつけ以外の医療機関
優先接種対象者証明書	不要	必要

※ワクチン接種にあたっては、その患者本人における効果と危険性を勘案した上で、診療に当た
る医師が適否を判断するものとしています。優先接種対象者証明書は、かかりつけ医とご
本人が相談・合意の上接種を受けることを示すために 交付されるものです

留意点

○ インフルエンザワクチンの効果など

◇インフルエンザワクチンの効果は完全ではありません。

- ・ワクチンを接種しても、感染することがあります。
- ・接種した当日から効果があるわけではありません。
- ・効果の発現には個人差(体質・健康状態等)があります

◇ワクチンによる副反応も起こりえます。

副反応とはワクチン接種に伴い、ワクチン接種の目的である「免疫の付与」以外の反応が発生した場合、これを副反応と呼びます。

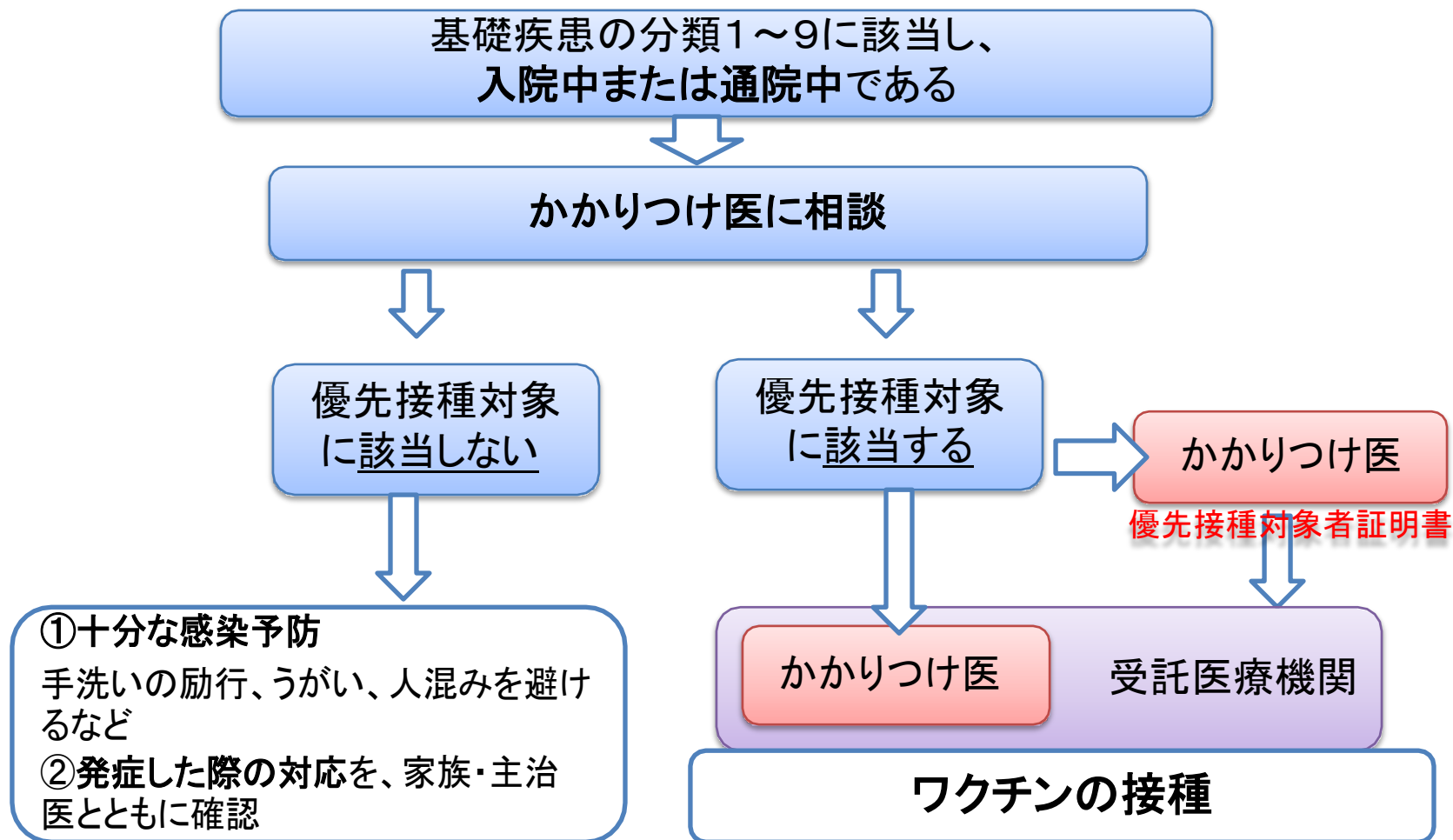
季節性インフルエンザワクチンでは副反応として、局所反応(発赤、腫脹、疼痛等)、全身反応(発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、嘔吐等)がありますが、通常2-3日で消失します。そのほか、ショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー症候群等も重大な副反応としてまれに報告されます。

なお、局所の異常反応や体調の変化、さらに、高熱、けいれん等の副反応を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

◇ワクチンを接種する方もしない方も、日頃から感染予防に努めることが重要です

感染の予防;手洗い・うがい、人混みを避ける、休養と栄養 など
感染拡大の予防;外出自粛、咳エチケット、マスク着用など

ワクチン接種の流れ



注) 基礎疾患を有する優先接種対象者については、ワクチンを最優先に接種する者(最優先接種グループ)と、その他のグループの2段階に分けて整理し、ワクチンの供給量が十分でない場合は、最優先接種グループから順次接種します。

基礎疾患を有する方の診療に携わる医師の皆様へ(お願い)

○ 新型インフルエンザワクチンの接種に当たって

- ◇「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」では、**新型インフルエンザにおけるハイリスクグループ**を、国内外の知見から総合的に勘案し、優先接種の対象としています。
- ◇ワクチンは一定量が順次供給されることから、すべての患者さんが同時にワクチン接種を行うことは困難なため、特に**最優先して接種する方の基準**を示しております。
- ◇この基準を参考に、優先する接種対象者について適切にご判断ください。
- ◇基礎疾患を有する方の接種回数については、原則として2回接種としていますが、今後の治験の結果で変更となる可能性がありますのでご注意ください。
(平成21年10月22日時点)
- ◇なお、妊娠されている方については、**保存剤の入っていない製剤**(産婦人科のみ配分されます)を選択することも可能としていますので、情報提供をお願いいたします。
- ◇新型インフルエンザワクチンの副反応の報告は、迅速な報告を可能とするため、医療機関から、直接厚生労働省に連絡いただくこととしています。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

最優先対象基準(概要)

1. 慢性呼吸器疾患

- ① 気管支喘息やCOPD(慢性閉塞性肺疾患;肺気腫、慢性気管支炎)で治療中もしくは通院中の方
- ② 呼吸器疾患があり、歩行時にも呼吸が苦しくなるため、平地でも同年齢の健康者並には歩行できない方 (Hugh-Jones分類 Ⅲ以上)
(陳旧性を含む肺結核、非結核性抗酸菌症、気管支拡張症、びまん性汎細気管支炎、間質性肺炎、じん症など)
- ③ 過去1年以内に誤嚥性肺炎の既往がある方

最優先対象基準(概要)

2. 慢性心疾患

心不全や狭心症などの慢性心疾患がある方で、以下の症状がある方など(NYHA分類度以上)

※高血圧を除く

例1)安静時には症状がなくても、日常的な身体活動で疲労・動機・呼吸困難・狭心痛などが起こる方

例2)ちょっとした労作で疲労・動機・呼吸困難・狭心痛などの症状が出現する方

例3)安静時でも、疲労・動機・呼吸困難・狭心痛などの症状が出現する方

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

3. 慢性腎疾患

最優先対象基準(概要)

- 慢性維持透析の方
- 腎機能障害が進行して、むくみや疲労などの症状が慢性的に出現している方
(eGFR < 15 ml/min/1.73m²、CKDステージ5)
- 腎移植後の方
- 副腎皮質ステロイドや免疫抑制剤の治療を受けている方
疾患例)ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、血管炎、自己免疫疾患等
- 腎機能障害が進行し、特に免疫能の低下や慢性呼吸器疾患、心疾患を合併している患者 (eGFR 15~30 ml/min/1.73m²、CKDステージ4)

4. 慢性肝疾患

最優先対象基準(概要)

- 進行した肝硬変のある方;倦怠感や黄疸、腹水などが強く見られる方
※ Child-Pugh Grade B又はC
- 自己免疫性肝疾患等で、免疫抑制薬又は副腎皮質ステロイドホルモンを継続して使用中の方

※慢性肝炎は除く

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

5. 神経疾患・神経筋疾患

最優先対象基準(概要)

○ 以下の疾患のいずれかを有する方

- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・ランバート・イートン症候群
- ・慢性炎症性脱髄性多発ニューロパチー(CIDP)
- ・クロー・フカセ症候群
- ・HTLV-1関連脊髄症(HAM)
- ・多発性筋炎
- ・皮膚筋炎
- ・アレルギー性肉芽腫性血管炎

○ 過去1年以内に誤嚥性肺炎の既往がある方(脳性麻痺、認知機能障害、精神運動発達障害などを含む)

○ 以下の疾患を有し、かつ呼吸障害などがある方

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病
- ・進行性核上性麻痺
- ・大脳皮質基底核変性症
- ・多系統萎縮症
- ・脊髄小脳変性症
- ・ハンチントン舞踏病
- ・その他の舞踏病
- ・家族性アミロイドーシス
- ・その他の重症末梢神経障害
- ・脊髄損傷

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

6. 血液疾患

最優先対象基準(概要)

○以下の疾患で、治療中または治療終了後5年以内の方

- ・急性白血病
- ・慢性骨髄性白血病
- ・悪性リンパ腫
- ・慢性リンパ性白血病
- ・多発性骨髄腫
- ・骨髄異形成症候群

○再生不良性貧血の方

○造血幹細胞移植後半年以降の方

○溶血性貧血、特発性血小板減少性紫斑病(ITP)で、免疫抑制療法を受けている方

注)血液疾患は全身疾患であるため、同じ疾患であっても病型や病期、全身状態、や予後、合併症の程度などが大きく異なります。それぞれの症例において新型インフルエンザワクチンのリスクとベネフィットを主治医と相談してください。

7. 糖尿病

最優先対象基準(概要)

○糖尿病で、下記の併発疾患※1を有している方

○糖尿病を合併する妊婦※2。

○1歳から高校生に相当する年齢の者までの糖尿病の方。

○上記に該当しないインスリン治療を必要としている方

※1 「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」に定義される最優先対象基準、または、最優先基準の次に優先される接種対象者の基準に該当する方など

※2 日本産科婦人科学会の推奨基準に従う

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

注)以下に該当する場合は、接種対象とはなりません

- 全身状態が著しく不良でワクチン接種が困難な方
- 免疫不全状態でワクチン接種の効果が期待できない方

8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態

8-1 悪性腫瘍(がんなど)

- 造血幹細胞移植予定者あるいは移植後半年以降の方
- 免疫抑制・白血球減少を伴う抗がん薬治療を受けているもしくは受ける予定の方

注)白血球減少および免疫抑制を伴わない抗がん薬治療

・・・ホルモン薬、分子標的薬、インターフェロン、インターロイキン

* 早期がんでは、一般的には免疫能の低下は認められないとされています

* 以下の状態は、原則として、ワクチン接種の対象となりません

- ・骨髄移植後6か月間
- ・全身状態不良の方
- ・薬剤による免疫不全状態で、ワクチン接種の効果が期待できない状態の方

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

注) 以下に該当する場合は、接種対象とはなりません

- 全身状態が著しく不良でワクチン接種が困難な方
- 免疫不全状態でワクチン接種の効果が期待できない方

8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態

8-2 関節リウマチ・膠原病

○ ステロイド、免疫抑制薬、生物学的製剤のいずれかを使用中の方

※1 プレドニゾロン換算で5mg/日以上を継続して使用中の患者

※2 シクロフォスファミド、アザチオプリン、メトレキサート、シクロスポリン、タクロリムス、ミゾリビン、ミコフェノール酸モフェチル等

※3 インフリキシマブ、エタネルセプト、アダリムマブ、トシリズマブ等

該当する疾患の例)

- ・全身性エリテマトーデス
- ・多発性筋炎、皮膚筋炎
- ・混合性結合組織病
- ・ベーチェット病
- ・リウマチ性多発筋痛症等
- ・血管炎症候群(結節性多発動脈炎、顕微鏡的血管炎、ウェゲナー肉芽腫症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、側頭動脈炎、高安病など)
- ・全身性硬化症(強皮症)
- ・悪性関節リウマチ
- ・シェーグレン症候群
- ・成人スティル病

注) 該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

注)以下に該当する場合は、接種対象とはなりません

- 全身状態が著しく不良でワクチン接種が困難な方
- 免疫不全状態でワクチン接種の効果が期待できない方

8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態

8-3 内分泌疾患

① 副腎皮質機能低下症

② クッシング症候群

・・・未治療の方他、治療中及び治療後でも、ホルモン値がコントロールされていない方、副腎皮質機能低下症を併発している方。

③ 二次性肥満症で、糖尿病を合併している方

該当する疾患) プラダーウィリー症候群、先端巨大症、クッシング症候群

④ 内分泌臓器の悪性疾患

・・・放射線療法あるいは化学療法中で、その結果ホルモン産生能が低下している方*

※) 下垂体機能不全、甲状腺機能低下症、副腎皮質機能低下症など

⑤ 甲状腺機能低下症(橋本病等)・・・甲状腺機能が正常化していない方

⑥ 肥満があり、慢性疾患(睡眠時無呼吸症候群、慢性心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎不全等)を合併する方

注) BMI > 30 又は腹部内臓脂肪面積が 100 cm² 以上

注) 該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

注) 以下に該当する場合は、接種対象とはなりません

- 全身状態が著しく不良でワクチン接種が困難な方
- 免疫不全状態でワクチン接種の効果が期待できない方

8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態

8-4 消化器疾患

- 免疫抑制を伴う治療(免疫抑制を伴う抗がん剤、副腎皮質ステロイドホルモン、分子標的薬、白血球除去療法など)を受けている方
疾患)消化器がん(切除後を含む)、クローン病、潰瘍性大腸炎、自己免疫性肝炎など

8-5 免疫抑制状態

- 原発性・後天性の免疫不全疾患(HIV感染症を含む。)
- 免疫抑制薬又は副腎皮質ステロイドホルモンを継続して使用している方
- その他、免疫抑制状態と医師に判断される方(臓器移植後など。)

注) 該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

9. 小児科領域の慢性疾患

最優先対象基準(概要)

①呼吸器疾患・・・□気管支喘息(治療中の方、定期的に通院中の方、5年以内に喘息で1年間以上定期的に治療を受けたことのある方など)

□慢性呼吸器疾患で、現在も治療中の方など

(疾患の例)慢性肺疾患、神経筋疾患、先天性肺疾患、間質性肺炎、気管狭窄、肺低形成など

②心疾患・・・□先天性心疾患(症状のある方、症状がなくても新型インフルエンザにかかると重症化すると医師に判断された方など)

□後天性心疾患(症状があり治療中の方など)

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

9. 小児科領域の慢性疾患

最優先対象基準(概要)

③腎疾患・・・慢性腎疾患で免疫抑制療法を受けている方

疾患の例)ネフローゼ症候群、IgA腎症、紫斑病性腎炎など

進行した慢性腎不全・末期腎不全の方

腎移植後の方など

④神経・筋疾患

脳性麻痺(歩行不可能な運動機能低下、嚥下障害、摂食障害のある方)

難治性てんかん

呼吸機能低下を伴う末梢神経障害(四肢の障害、単一の麻痺)

脊髄性筋委縮症

呼吸筋低下もしくは心筋症を伴う筋ジストロフィーや先天性ミオパチー

重症心身障害児・者

染色体異常症(成長障害があり、運動機能、呼吸／循環機能が不良の方、もしくは大奇形のある方。また過去に易感染性の既往のある方)

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

最優先対象基準(概要)

9. 小児科領域の慢性疾患

- ⑤血液疾患・・・白血病など（化学療法の必要な疾患で治療中または治療終了後の方）
- 骨髄形成不全症（再生不良性貧血、先天性好中球減少症）の方
 - 造血幹細胞移植後半年以降の方
 - 小児の原発性免疫不全症候群の方
 - 溶血性貧血、特発性血小板減少性紫斑病（免疫抑制療法を受けている方）

注)治療終了後でも、18歳未満まで、また18歳以上であっても治療終了後5年以内の方

- ⑥糖尿病・代謝性疾患・・・糖尿病（1歳から高校生に相当する年齢の方）
- アミノ酸・尿サイクル異常（急性増悪の恐れのある方）
 - 有機酸代謝異常（急性増悪の恐れのある方）
 - 脂肪酸代謝異常（急性増悪の恐れのある方）
 - 糖代謝異常（食事療法又は薬物療法を行っている方）
 - ミトコンドリア異常症
 - リソゾーム病

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

9. 小児科領域の慢性疾患

最優先対象基準(概要)

⑦悪性腫瘍・・・小児がん(化学療法の必要な疾患で治療中または治療終了後の方)

疾患)脳腫瘍、神経芽腫、横紋筋肉腫、骨肉腫、肝芽腫、白血病など

注)治療終了後でも、18歳未満まで、また18歳以上であっても治療終了後5年以内の方

⑧関節リウマチ・膠原病・・・自己免疫疾患・リウマチ性疾患で、ステロイド、免疫抑制薬、生物学的製剤のいずれかを使用中の方

⑨内分泌疾患・・・下垂体前葉機能不全 中枢性尿崩症

注)下垂体ホルモンのうち複数のホルモンの分泌不全があり、1種類以上のホルモンの補充療法を受けている方。

慢性副腎不全 先天性副腎皮質過形成症

注) 副腎皮質ホルモン薬を服用している方。

甲状腺機能亢進症(機能亢進状態又は機能正常化後6か月以内の方)

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください

基礎疾患を有する方について

「新型インフルエンザの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」手引き(概要)

9. 小児科領域の慢性疾患

最優先対象基準(概要)

- ⑩消化器疾患・肝疾患・・・
- 胆道閉鎖症葛西術後
 - 肝硬変
 - 潰瘍性大腸炎・クローン病(免疫抑制剤や生物学的製剤を使用している方)
 - 肝移植術後・小腸移植術後など(免疫抑制剤を使用している方)
 - ウイルス性肝炎(インターフェロン治療中の方)
 - 自己免疫性肝炎・進行性硬化性胆管炎(免疫抑制剤を使用している方)
- ⑪HIV感染症・その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他の小児疾患・・・
- 6か月以上NICUに入院している方
 - 在宅医療を行っている方
 - 重症感染症後に定期的に診療を継続している方

注)該当する場合であっても、ご自身では判断せず、各々の病態についてかかりつけ医と相談してください。